

■ 第 1 4 回和歌山県河川整備計画に係る委員会における委員からの意見に対する説明資料

番号 前回資料頁	意見内容	県の対応等
① 資料 P12	人口に関し、平成 12 年から平成 17 年にかけて世帯数が落ち込んでいるなど、直近年では人口減少傾向が強まってきている可能性がある。平成 22 年国勢調査結果が間に合うのであれば、検討に加えるべき。	平成 22 年国勢調査による人口速報集計が平成 23 年 2 月公表予定（総務省統計局）であるので、今回の検討への反映は困難と考えている。
② 資料 P51	想定氾濫区域内資産に関し、農業関係の資産はどうなっているのか。	<p>農業関係の資産額は、国土交通省河川局策定の治水経済マニュアル（案）により算定している。</p> <p>農作物としては、水田面積、畑面積に単位面積当たりの平年収量（水田については都道府県別平年収量、畑については地域別の実情による。）及び単位収量当たりの農作物価格を乗じて農作物資産額を算定している。</p> <p>資産額＝水田・畑面積×平年収量×農作物価格</p>
③ 資料 P57	堆砂計画に関し、例えば椿山ダムは、計画と実績の差が大きいが、当時と現在では計画手法が異なる等の事情があるのか。	<p>堆砂量の推定手法について、多くの手法による経験式が提案されているが、明確に定められたものは未だ存在しない。近年では近傍類似ダムの実績に基づく算定が一般的であるが、必ずしも確立された手法ではない。</p> <p>椿山ダムは、近傍ダム（殿山、七川、二川、広川）の堆砂実績及び経験式から堆砂量を算定。切目川ダムでも、椿山ダムと同様に近傍ダム（二川、広川、椿山）の堆砂実績及び経験式から堆砂量を算定。但し、増大している蓄積データや崩壊地面積率等の要因との相関分析を基に算定している点が、椿山ダムと異なる。（別紙 1 参照）</p>

番号 前回資料頁	意見内容	県の対応等
④ 資料 P57	堆砂計画に関し、既設ダムの堆砂実績のグラフをみると、管理開始直後が大きくなっている。一方、大規模な崩壊があれば、その年の土砂堆砂が大きくなることも考えられるが、グラフからは見て取れない。	前回資料 P57 のグラフは管理開始後から当該年までの平均比堆砂量（1km ² 当り 1年当りの堆砂量）を示したものである。管理年数が多くなるほど値が平均化されるため、1年当たりの堆砂量が比堆砂量に与える影響は小さくなり、比堆砂量の値が一定値に近づく傾向を示す。
⑤ 資料 P63,36	正常流量（p. 63, p. 36）に関し、植林以前の状態や、植林以前の状態でも瀬切れが発生する状態ならばその状態も、その川の正常な流量と言えるのではないか。	<p>正常流量とは、流水の正常な機能を維持するために必要な流量であって、維持流量と水利流量の双方を満足する流量である。維持流量とは、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況等を総合的に考慮し、維持すべきであるとして定められた流量であり、水利流量とは、流水の占用のために必要な流量である。</p> <p>正常流量は渇水時のみでなく 1年 365日を通じて流量の変動にも配慮して定める。一方流量の変動のもつ意味や効果・影響に関する知見が現段階では十分でないことから、渇水時に確保すべき流量を正常流量とすることが一般的である。</p>

番号 前回資料頁	意見内容	県の対応等
⑥ 資料 P63	「維持流量は動植物（アユ・ウグイ）により決定している。」とあるが、もっと具体的に～。例えば、「アユの好適な流量は～」というようなものがあるか。	<p>上記⑤により正常流量は決定しているが、項目別必要流量の検討時の動植物の生息地又は生育地の状況において、必要流量は切目川に生息する魚類の中から生態・分布特性を踏まえて対象魚種を選定し、さらに対象魚種のグルーピングにより代表魚種を選定し、代表魚種の生息に必要な水理条件（水深、流速等）より必要流量を算定した上で集団としての生息の観点から水面幅のチェックを行い、設定している。</p> <p>今回選定した「アユ・ウグイ」の必要水理条件の参考としては別紙 2 のとおりであり、切目川での魚種の生息条件の必要流量は 0.125～0.389m³/s としている。</p>
⑦ 資料 P107	利水対策案の水源林の保全に関し、適用できないとなっているが、間伐が出来ていないところも多く、取り組みとしては必要ではないか。	水源林の保全のほか節水対策等に関しても、河川の計画に定量的に位置づけることが技術的に困難であり、代替案比較の俎上にはのせないが、取り組みとして必要であることは認識しており、報告書にはその旨の記述を行う。
⑧ 資料 P14	<p>「河口部地区には～ボウズハゼ～」</p> <p>ボウズハゼは河川で産卵し、幼稚魚期を海で過ごした後、河川を遡上して中・上流域を主な生息域としており、河口域はボウズハゼにとって通路である。（ボウズハゼを削除するか、他の河口域の代表魚種に変更。）</p>	<p>前回資料 P14 からボウズハゼを削除して以下のとおりとする。</p> <p>「河口部地区には集落が展開し、河岸には砂丘植物であるハマヒルガオ、塩湿地性植物であるハマボウ等が自生して、その周辺の干潟はイソシギ等の採餌場となっている。河床は砂地が多くなり、イシマキガイ等の感潮区間に生息するものが多く見られる。」</p>

番号 前回資料頁	意見内容	県の対応等
⑨ 資料 P14,P18	<p>「下流部は～アユやウグイ等多くの魚種が生息している。」</p> <p>アユの産卵場は下流域に形成されるが、主な生息域は中流であり、P18のように放流も中流あるいは上流で行われている。</p>	<p>前回資料 P14 に中流部にアユ、ウグイ等の魚種が生息していることを記入（波線部）して以下のとおりとする。</p> <p>「上流部から中流部にかけては、河幅が狭く、河床勾配は急で自然豊かな渓流域となっている。河岸周辺にはネコヤナギやカワラハンノキ等の小高木が繁茂しており、それらに営巣しているコサギ等の鳥類が川面で採餌しているのが多く見られる。<u>また、アユやウグイ等の魚種が生息している。</u>」</p>
⑩ 資料 P46	<p>ダム事業によって対象となる家屋数及び移転先は。</p>	<p>ダム事業に伴い移転していただいた家屋数は 15 戸（水没 13 戸、付替道路 2 戸）</p> <p>移転先については印南町内 10 戸、県内 4 戸、県外 1 戸であり、全て移転済みである。</p>